

鳥取市補助金カルテ

NO.	045	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金				
概要	地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等の視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2305）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H16	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	市民活動拠点アクティブとっとりに登録する市民活動団体数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	一般管理費
歳出事業名	市民活動促進事業補助金				
R8予算	300千円				
R8予算 積算根拠	自主事業部門 3団体×100千円(上限額)				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	3	276	
		R6	4	1,001	
		R5	4	254	
		R4	5	1,155	
補助率・補助額	10分の10または5分の4または4分の3				上限額 100千円
特定財源					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	自主事業部門：市民活動拠点アクティブとっとりに登録する市民活動団体 ※ただし、本助成金の交付を通算3回受けているものを除く
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費、事業のために雇用したアルバイト等の人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自己資金のない団体であり、補助がなければ計画している事業を行うことが困難であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	046	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市自治連合会補助金				
概要	鳥取市自治連合会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	鳥取市自治基本条例第13条				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	鳥取市自治連合会補助金					
R 8 予算	70,034千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・活動助成費 62,683千円 ・会議費 340千円 ・事業費 2,672千円 ・運営費 4,339千円			R 7 (見込)	1	69,643
				R 6	1	69,252
				R 5	1	69,528
				R 4	1	69,762
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市自治連合会
交付要件	市単位町内会等で構成する鳥取市自治会連合会
対象経費	交付の対象となる事業等に要する経費のうち、次に掲げる経費を除く。 ・交際費 ・食糧費 ・慶弔費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	100.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				4
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-6, 2-7 自主財源は減収傾向であるが、安定的かつ持続可能な連合会の要である事務局体制を確保する必要がある。2-9 住みよいまちづくりのために行う地域活動を推進するための補助金であり、効果が図れるものではないため目標は設定できない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	10分の10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。効果目標が設定されていない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	047	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域コミュニティ活動支援事業交付金				
概要	住民の自主性及び主体性に基づいた、町内会等による地域活動及びそれを支える町内会設備の整備を支援する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2305）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助金交付町内会数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	自治会活動活性化支援事業費					
R8予算	9,442千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	351町内会 9,442千円 ※令和6年度実績と令和7年度実績見込みの申請町内会数・実績額の平均より算出			R7 (見込)	350	9,571
				R6	358	9,643
				R5	298	7,840
				R4	168	3,759
補助率・補助額	4分の3または10分の10			上限額	30千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体
交付要件	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	○	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4（食糧費）準備行為等の負担軽減を図ることで事業実施の促進を図り、交付金の目的である地域コミュニティの充実・強化に効果的につなげるため（事業目的の達成のために飲食を伴う当然性ありと市が判断した場合に限り対象（ただしアルコールは除く））。2-5 コミュニティ活動に対する負担の大きい小規模町内会の活用促進および町内会等が行う町内会未加入世帯に対する支援のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	048	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金				
概要	地域運営組織が行う地域力向上につながる活動や協働によるまちづくりの活動等に対する交付金				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2305）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助金を交付する地域運営組織の件数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名		コミュニティ支援事業費				
R 8 予算	31,131千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	・協働のまちづくり助成事業 33協議会×450千円(上限額) ・協働のまちづくり特別助成事業 2協議会×850千円(上限額) ・一括交付助成事業 26協議会 計14,580,200円 (上限額は935千円に均等割、人口割、その他経費を加えた額)			R 7 (見込)	102	29,933
				R 6	108	28,932
				R 5	107	27,910
				R 4	110	27,150
補助率・補助額		10分の10			上限額	設定なし
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織
交付要件	本交付金の交付の対象となる者は、協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織とする。ただし、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を活用する場合は、組織の一部が鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、燃料費、その他市長が特に必要と認める経費（事業別）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	○	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4（食糧費）準備行為等の負担軽減を図ることで事業実施の促進を図り、交付金の目的である地域コミュニティの充実・強化に効果的につなげるため（事業目的の達成のために飲食を伴う当然性ありと市が判断した場合に限り対象（ただしアルコールは除く））。2-5 事業費が本交付金のみ、もしくは事業費における本交付金の割合が高く、補助金が無ければ会の運営・活動に支障が出るため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	049	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域コミュニティ除雪活動支援事業補助金				
概要	町内会が行う大雪時に生活道路を確保するための自主的な除雪活動に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市地域防災計画				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	申請町内会数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	地域コミュニティ除雪活動支援事業費					
R 8 予算	3,911千円					
R 8 予算 積算根拠	過去3年（R6～R4）で実績額の低いR5年度実績をベースに算出。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	354	8,047
				R 6	268	4,897
				R 5	231	3,910
				R 4	271	5,573
補助率・補助額		4分の3		上限額	50千円	
特定財源	,その他（地方債）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった町内会等
交付要件	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体。
対象経費	消耗品費、備品購入費、修繕費、燃料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	交付の申請及び請求に係る申請書添付の除雪箇所の地図及び領収書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 生活道路の除雪活動への負担が大きい小規模な町内会への支援のため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	050	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市町内会集会所新築等補助金				
概要	町内会集会所の新築等に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2305）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	-				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費
歳出事業名	町内集会所建設等補助金				
R8予算	16,107千円				
R8予算 積算根拠	・町内会要望分 14,507千円 ・緊急対応分 1,600千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R7 (見込)	18 9,930
				R6	19 11,467
				R5	21 8,971
				R4	19 5,087
補助率・補助額	3分の1			上限額	10,000千円
特定財源	その他（地方債）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	町内会
交付要件	1. 補助対象事業の実施が確実であると見込まれること。 2. 集会所の新築又は取得を行う場合にあっては、集会所の用地について、所有権又は使用に関する正当な権原を有していると認められること（集会所の取得の場合はこれらの権利の取得が確実であると見込まれる場合を含む。）。
対象経費	1. 新築または増築、修繕に係る工事費及び設計監督委託費 2. 建物の取得費 3. 建物の賃借料 4. 冷暖房設備の設置に必要な工事費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	今後見直し予定
3 E	2-9 コミュニティの活性化のため町内会の下支えを行う補助金であり、施設の利用回数や補助金額等で効果が図れるものではないため効果目標の設定は困難。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	効果目標が設定されておらず、効果検証が困難である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	051	担当課	協働推進課	外線	0857-30-8176
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市市民運動推進協議会補助金				
概要	鳥取市市民運動推進協議会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策2305）協働のまちづくりの推進				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	全市一斉清掃 年2回、ごみ袋配布枚数13万枚				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	諸費	
歳出事業名	鳥取市市民運動推進協議会補助金					
R8予算	3,695千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・花いっぱい運動 62千円 ・全市一斉清掃 3,025千円 ・地域 美化活動 524千円 ・啓発宣伝 35千円 ・事務費 50千円			R7 (見込)	1	3,558
				R6	1	3,475
				R5	1	3,536
				R4	1	2,643
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市市民運動推進協議会				
交付要件	補助の対象となる事業 ・まちを美しくする企画、運動 ・美化運動を自主的に実践する団体の支援 ・各事業広報啓発事業 ・調整連絡会議事業				
対象経費	・まちを美しくする企画、運動 需用費、報償費 ・美化運動を自主的に実践する団体の支援 ・広報啓 発費 ・事務費 ・会議費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	99.9%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5, 2-7 鳥取市市民運動推進協議会は自主財源がないため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。